

令和元年台風第15号、第19号及び10月25日大雨により被災した第1号被保険者の介護保険料の減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和元年台風第15号、第19号及び10月25日大雨（以下「台風等」という。）で被災した第1号被保険者に係る介護保険料の減免（以下「減免」という。）の取り扱いに関し、千葉市介護保険条例（平成12年千葉市条例第12号。以下「条例」という。）、千葉市介護保険規則（平成12年千葉市規則第74号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免を受けることができる者)

第2条 減免の対象となる者（以下「減免対象者」という。）は、台風等で被災し、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）の適用を受けた区域（救助法第2条に規定する区域をいう。以下同じ。）に住所を有する、又は有していた第1号被保険者とする。

(減免基準)

第3条 減免の基準は、次の各号に該当する第1号被保険者について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 台風等による被害を受けたことにより、第1号被保険者の居住する住宅に著しい損害を受けた場合 次の区分による

損害程度	軽減又は免除の割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊・ 床上浸水	2分の1

上記の表を適用するに当たり、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属する第1号被保険者については、その損害程度を全壊とみなす。

(2) 台風等による被害を受けたことにより、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となり、若しくは重篤な傷病を負った場合 全部

(3) 台風等による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明である場合 全部

(4) 台風等による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、平成30年中における当該事業収入等の額の10分の3以上

である場合 次の区分による

【表1】で算出した第一号保険料額に、【表2】の平成30年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

【表1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該第一号被保険者の保険料額
B : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る平成30年の所得の合計額
C : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の平成30年の合計所得金額

【表2】

平成30年の合計所得金額	軽減又は免除の割合
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8 ※ただし、主たる生計維持者の失業又は事業を廃止したこと等により、当面の間、収入が見込めない場合は、全部

上記の表を適用するに当たり、合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。以下同じ。）のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円を超える者を除く。

(5) 前各号の規定に準ずるものとして区長が認める場合 区長が認める額

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、規則別表第2に規定する介護保険料（徴収猶予・減免）申請書を区長（千葉市区長事務委任規則（平成4年千葉市規則第4号）第2条第3項の規定により、市長が特に必要と認めた者に係る減免については、市長）に提出しなければならない。この場合において、前項第4号に規定する減免事由に該当するときには、台風等による収入減少額計算書（別記様式）を添えなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその可否を決定し、規則第31条の介護保険料減免決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(適用期間)

第4条 減免の適用期間は、台風等により被害を受けた日（以下「適用日」という。）の属する月から令和2年9月までとする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 令和元年台風第15号で被災した被保険者の場合 令和2年8月

(2) 前条第1項第3号に該当する免除の適用期間は、適用日から前項で定める月までの間において、その行方が明らかとなった日の属する月の前月までとする。

(他の要綱との調整)

第5条 台風等で被災した第1号被保険者に係る介護保険料の減免については、千葉市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱(平成12年9月1日施行)(以下「保険料要綱」という。)が適用される場合においても、本要綱を優先して適用する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月12日から施行し、令和元年9月9日以降の保険料について適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年2月17日から施行し、令和元年9月9日以降の保険料について適用する。

2 この要綱の施行の際、現に第3条第3項の規定による減免決定通知を受けている者の減免の適用期間については、改正後の要綱第4条の規定を適用する。

(別記様式)

令和 年 月 日

台風等による収入減少額計算書

被保険者 住所

氏名

	平成30年中 の収入金額 (A)	平成30年中 の所得額(B)	令和元年の 収入見込額(C)	減少額 (D)=(A)-(C)	減少率 (E)=(D)/(A)
事業収入					
不動産収入					
山林収入					
給与収入					
年金収入					
その他					
計					

※(C)は、保険金、損害賠償等により補填される金額を含む。

減少することが見込まれる事業収入等に係る平成30年中の所得金額の合計 (F) ※(B)のうち減少が見込まれるものの合計	
平成30年中の合計所得金額 (G)	
減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の、平成30年中の所得の合計額 (H)=(G)-(F)	
減少することが見込まれる事業収入等に係る平成30年中の所得金額の合計の、合計所得金額に対する割合 (I)=(F)/(G)	

注意事項

- この計算書は令和元年台風第15号、第19号及び10月25日大雨により被災した第1号被保険者の介護保険料減免に関する取扱要綱第3条第1項第4号の規定による、保険料の減免申請に使用します。
- 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方（主たる生計維持者）について提出してください。